

# 技術管理強化のための 新たな官民対話スキームの構築について

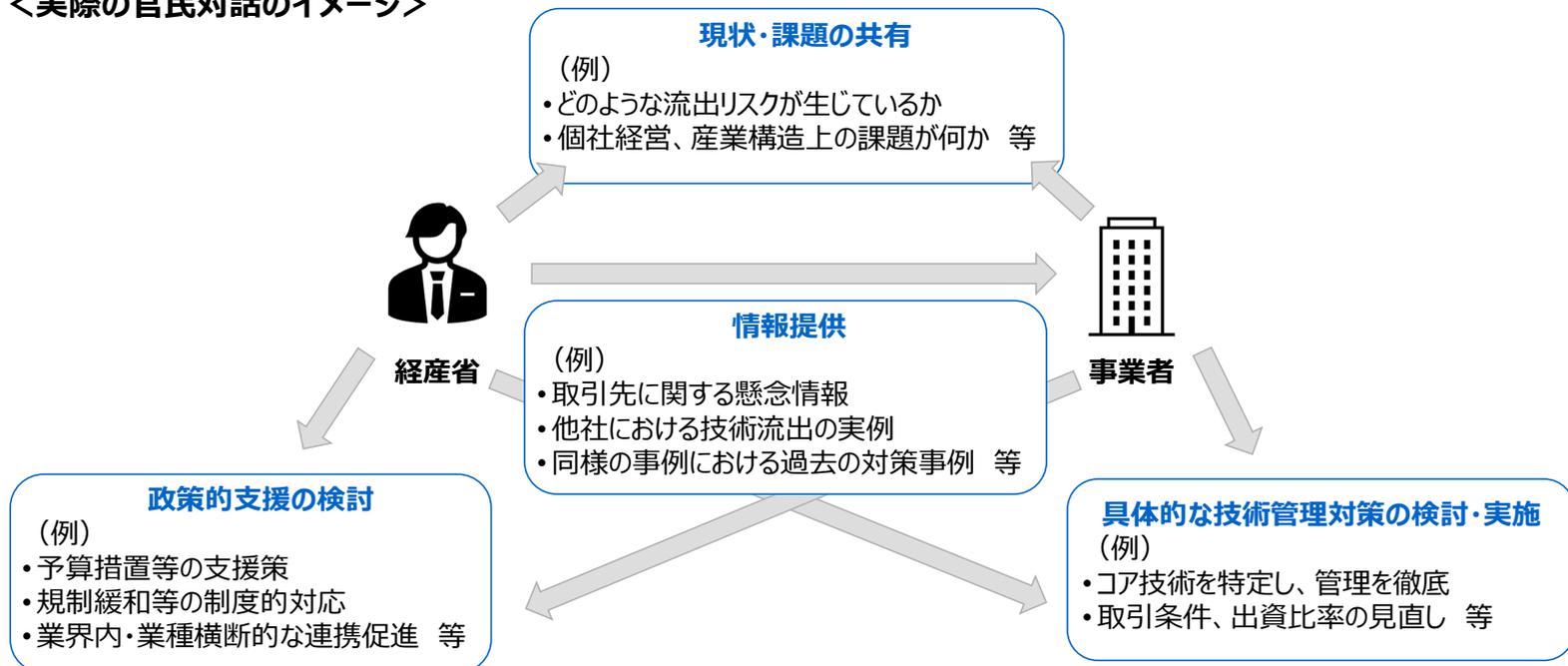
令和6年11月  
貿易経済安全保障局

1

## 官民対話の必要性・意義

- 安全保障環境が複雑化する中で、企業単独による技術管理には限界がある。例えば、経営状態が悪化し、技術移転が避けられない状況にある場合もあり、規制だけでは解決しないケースも存在。
- このため、官民が徹底的な対話を通じ、直面する現状・課題を共有した上で、政策的支援を含む課題解決に取り組む。また、企業には情報が不足している場合もあり、官からの情報提供や助言を積極的に行うことで、協力して有効な技術管理を実現していく。

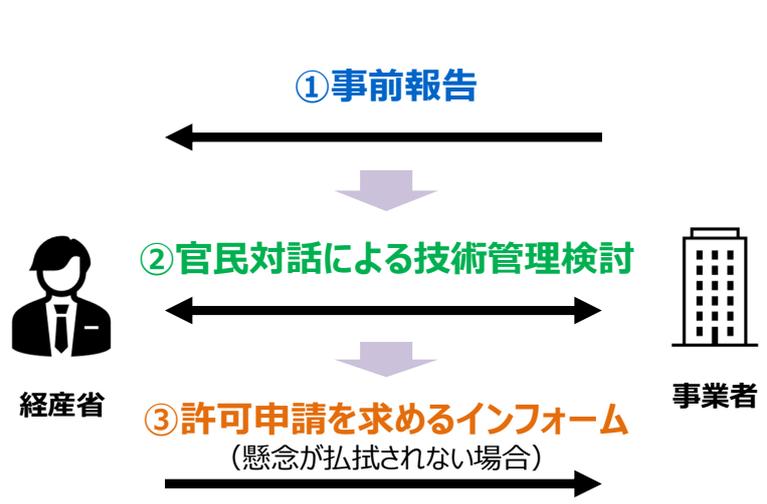
### <実際の官民対話のイメージ>



2

# 外為法に基づく技術管理強化のための官民対話スキーム

- 技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある。
- このため、安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく事前報告制度を設け、これを端緒として官民が確実に対話する。
- 技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的。技術流出の懸念が払拭されない場合に、許可申請を求めるインフォームを発出する場合もあるが、原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決を目指す。



- ①事前報告**
  - 外為法55条の8に基づき、技術移転の契約前の報告を義務づける。
  - あくまでも官民対話の端緒としての報告であるため、必要最小限の報告事項とする（1枚の様式）。
- ②官民対話**
  - 現状・課題を認識共有した上で、支援策の検討、懸念情報提供、具体的対策の助言等を通じ、官民で技術管理の方策を検討。
- ③インフォーム**
  - 原則として②までの解決を目指す。どうしても技術流出の懸念が払拭されない場合には、許可申請を求めるインフォームを発出する場合もある。
  - 官民対話の中で、許可条件を付することが有効との結論となった場合に、インフォームを活用することもありうる。

## 事前報告の対象となる取引

- あらゆる技術が管理強化の対象となりうるが、産業界の負担等も考慮し、事前報告の対象とする取引は、技術の種類と取引の行為類型の両面から、厳にリスクの高いものに絞り込む。
- 技術の種類については、他国が獲得に関心を持ち、我が国が不可欠性や優位性を持つ技術を対象とする。このような技術は、将来的な軍事転用への懸念があり、我が国企業が技術獲得先としてターゲットになるおそれがある。
- 取引の行為類型については、当面は、現地子会社・合併会社への製造移転、他国企業への製造委託・ライセンス供与など、他国での製造、製品開発を可能とする技術移転に限定する。

**技術の種類**

- 他国が獲得に関心を持ち、我が国が不可欠性や優位性を持つ技術
- 特定作業のため、政府自身も技術インテリジェンス能力の向上を図るほか、産業界の知見も活用する。



**取引の行為類型**

- 他国での製造や製品開発を可能とするような技術移転（※直接的な技術指導を伴わないライセンス供与は対象外とする。）
- 今後、実際に対応が発生したケースに応じた見直しを図る。

# 対象技術と今後のスケジュール

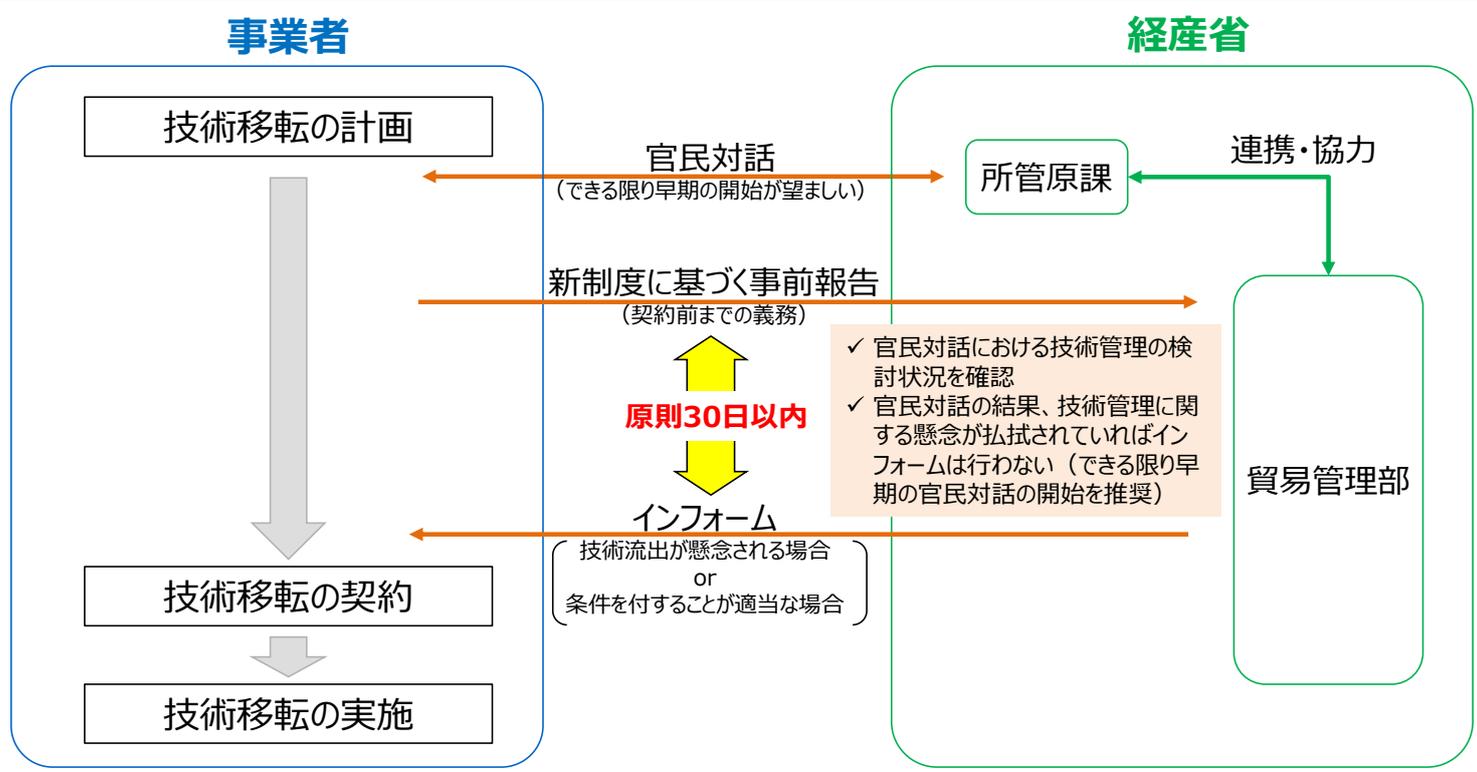
- **他国の関心**や**我が国の優位性**を踏まえ、制度開始時の対象技術として、以下の10技術を告示。
- ただし、これら以外にも対象技術の候補は存在。制度開始後も、産業界との調整や個別技術の調査・分析を進め、対象技術を**適時に追加していく**。

対象技術（以下の設計・製造技術）
①積層セラミックコンデンサ（MLCC）
②SAW及びBAWフィルタ
③電解銅箔
④誘電体フィルム
⑤チタン酸バリウム粉体
⑥炭素繊維
⑦炭化ケイ素繊維
⑧フォトレジスト
⑨非鉄金属ターゲット材
⑩走査型電子顕微鏡（SEM）及び透過型電子顕微鏡（TEM）

\* **今後のスケジュール**  
 ・ 10月末頃 公布（2ヶ月の周知期間を置いて制度を施行）

## （参考）運用のイメージ

- 技術移転の**契約前の報告を義務付け**。  
（※報告漏れに対しては、外為法に基づき指導助言、改善命令を実施。これに従わない場合や悪質な場合は、罰則が適用される場合もある。）
- インフォームの発出は、所管原課と事業者の**官民対話における技術管理の検討状況を踏まえ、事前報告から原則30日以内に判断**。
- 円滑に計画を進めるためにも、**所管原課に早期に相談し、官民対話を開始することを推奨**。



# (参考) 産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会 中間報告 概要 [2024年4月]

## 1. 現状認識

- 前回の中間報告以降も国際的な安全保障環境は大きく変化し、**安全保障上の関心としての国家主体の再浮上やデュアルユース技術の重要性の高まり、国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭**など、足下の安全保障環境の変化は、これまでの安全保障貿易管理のあり方に課題を投げかけている。
- また、輸出者は、安全保障貿易管理の必要性等を認識した上で、**該非判定や用途・需要者確認に取り組むこと**が求められる。他方、輸出管理当局は輸出者の法令遵守を徹底するため、**安全保障貿易管理の制度・運用をわかりやすいものとするよう取り組むこと**が求められる。このため、**官民が緊密に連携した安全保障貿易管理の推進**が求められる。

## 2. 対応の方向性

東西冷戦後構築してきた**不拡散型輸出管理は大きな転換期**を迎えており、**非リスト規制品目についても新たなアプローチを検討し、実効的な安全保障貿易管理の実現**する必要がある。この際、健全な国際貿易の発展やビジネスへの影響等に留意し、以下3点の大きな方向性の下、(1)~(6)のような各種制度・運用の見直しを進めていくべき。

- 国際的な安全保障環境を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づき、安全保障上の**リスクがより高い取引に厳に焦点を当て**、リスクが低い取引は合理化を追求。
- 同盟国・同志国との重層的な連携**を通じて、**国際協調による実効性と公平性を担保**するとともに、**共同研究の推進やサプライチェーンの構築・強化**を過度に阻害しない。
- 官民での情報共有・対話**等を強化することで、制度・運用の実効性・透明性・予見可能性を高める。

### (1) 補完的輸出規制の見直し

※(1)(2)は、いわゆるキャッチオール規制の見直し・活用。

- 汎用品・汎用技術の軍事転用可能性**の高まりに対応すべく、企業間の公平性にも留意した形で、補完的輸出規制の見直しが必要。

#### ① 一般国向け通常兵器補完的輸出規制

- 一般国** (グループA国以外) 向けであっても、安全保障上の**懸念が高い品目に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合**に適切に管理。

- この際、**懸念需要者や懸念取引等**に関する情報を**政府が提供**。

#### ② グループA国経由での迂回対策

- 補完的輸出規制の対象外の**グループA国**向けであっても、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合、**インフォーム**。

### (2) 技術管理強化のための官民対話スキームの構築

- 技術覇権争いの激化等により技術流出リスクが高まっており、**多様な経路に応じた対策が必要**。(技術は一度流出すると管理困難。)
- 外為法の技術移転管理に関し、**官民対話を通じた新たな技術管理スキーム**を導入。

- 技術流出リスクの高い技術・行為を特定し、外為法に基づき、**政府に事前報告**。  
※今回の措置は、**貨物は対象外**。

- 適切な技術管理に向け、**政府からの懸念情報等の提供を含め、官民対話を実施**。  
※真に必要な場合は、外為法に基づくインフォームにより許可申請を求める。

- 取引時点のみならず、**時間的経過に伴う転用可能な軍事用途**を考慮。

### (3) 機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携

- 急速な技術革新等により、機動的な輸出管理が必要。
- 各国が独自措置等を多用することになれば、実効性・予見可能性が低下。**国際連携による制度・運用の協調**を企図。

- 国際輸出管理レジームで**技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理**を行う。

- 懸念度と緊急度に応じた、**技術保有国による連携**も有効。

- 国際輸出管理レジームの管理対象品目に係る**運用面での協調**を行う。

- 国際輸出管理レジームの**非参加国との連携を強化**。

### (4) 安全保障上の懸念度等に応じた制度・運用の合理化・重点化

- メリハリのある運用、厳格な管理を行う企業等へのインセンティブ**等の観点から、以下の分野で合理化。

#### ① 半導体製造に用いられる一部の部品品 (圧力計やクロスフロー過装置) を特別一般包括許可の対象に。

#### ② インド・ASEAN向け工作機械を、一定の要件の下 (移設検知機器の搭載等) で、特別一般包括許可の対象に。

#### ③ 同志国軍による防衛装備の持ち帰り、民生用途の1項品等に関する許可申請手を簡素化。

#### ④ 内部管理体制や保有機微技術、輸出実績を踏まえ、**立入検査を重点化**。

(5) 国内外の関係者に対する一層の透明性の確保 / (6) インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用

## 3. 中長期的な検討課題等

- 上記の**対応の方向性**については、本報告を踏まえて、**速やかに制度・運用の見直しを図る**べき。同時に、足下の国際環境で生じている新たな事象に対して、従来型の不拡散型輸出管理の枠組みがどの程度実効的かについて、我が国の安全保障の維持・強化の観点から、虚心坦懐に検証し、**必要に応じた抜本的な見直し**を検討すべき。
- その際、諸外国の規制動向も注視しつつ、国際環境等に即した新たな貿易管理のあり方も検討すべき。例えば、人を通じた技術流出への対策をはじめとした**新たな技術管理の取組の必要性、法体系の複雑性の解消** (「わかりやすさ」の追求) を含めた外為法に基づく**安全保障貿易管理の目的や制度体系のあるべき姿**の検討への指摘もあり。